

議案第 59 号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当施行令」という。)第2条第1項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「旧特別児童扶養手当施行令第2条第2項」に改め、同条第2項ただし書中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「旧特別児童扶養手当施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の規定は、令和6年8月1日から適用する。

令和6年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

令和2年度税制改正において所得税法上の控除対象扶養親族に制限が設けられたことにより、重度心身障害者等の医療福祉費支給制限の根拠法令である「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)新旧対照表

改正案	現行
(医療福祉費の支給制限) 第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。 (1) (略) (2) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当施行令」という。)</u>第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>旧特別児童扶養手当施行令第2条第2項</u>に定める額以上である場合 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する	(医療福祉費の支給制限) 第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。 (1) (略) (2) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項</u> _____に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項</u>に定める額以上である場合 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する

課税短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する旧特別児童扶養手当施行令

第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当施行令

第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当施行令

第5条の規定の例による。

3 (略)

課税短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

3 (略)